

排出者各位

ごみ処理手数料の改定について

平素は、大阪市の廃棄物行政の円滑な運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪市では、このたび、本市が許可した一般廃棄物収集運搬業者が本市の処理施設にごみを搬入する際に徴収する手数料を改定いたします。

改定内容

ごみ処理手数料 10kgまでごとに40円50銭を58円に引上げ

実施時期 平成18年9月1日

大阪市では、大幅な人員削減などの改革を通じて、ごみ処理コストの低減に努めておりますが、現在、焼却工場等での処理コストとして10kgあたり約130円の費用がかかっております。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「排出事業者責任の原則」が定められており、排出者の皆様には適正なごみ処理料金の負担をお願いする必要があります。

排出者の皆様におかれましては、今回のごみ処理手数料改定の趣旨をご理解いただき、適正なごみ処理料金のご負担につきまして、ご協力をお願いいたします。

※具体的なごみ処理料金につきましては、契約されている許可業者にお問い合わせください。

裏面にごみ排出量の認定方法等を記載しています。

ごみ排出量の認定方法について

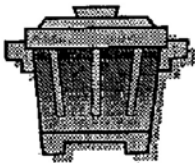
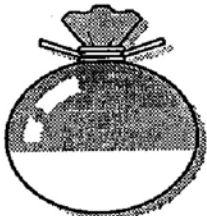
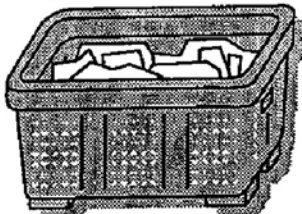
大阪市のごみ排出量の認定方法は、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」第30条第2項に基づく「ごみ等有料処理事務取扱要領」により次のとおり定められています。

■ごみ等有料処理事務取扱要領(抜粋)

第2条(認定方法)

種 別	認 定 方 法
一般廃棄物	平均比重 1/3 として算出する。 具体的には、ポリ容器(45リットル入) 15kg 中継かご(90リットル入) 30kg を基準として処理量を認定する。

■参考：ごみ排出量の認定とごみ処理料金の例示

ポリ容器(45ℓ)を1日1個 月に25回出される場合	ポリ袋(70ℓ)を1日1個 月に25回出される場合	中継かご(90ℓ)を1日1個 月に25回出される場合
		
$\text{○リットル} \times \frac{1}{3} \times 25 \times 240\text{円}/10\text{kg}$	$\text{○リットル} \times \frac{1}{3} \times 25 \times 240\text{円}/10\text{kg}$	$\text{○リットル} \times \frac{1}{3} \times 25 \times 240\text{円}/10\text{kg}$
9,000円	14,000円	18,000円

※大阪市のごみ処理料金は、240円/10kg(過2回を超える収集の場合)となっています。
このごみ処理料金には、焼却工場等での処理経費と収集運搬経費が含まれています。
※収集運搬許可業者が引き出し作業などの付加サービスを伴う収集作業を行う場合には、別途料金が加算されることがあります。

■お問い合わせ先

あなたの地域	担当センター及び電話番号	
北区・都島区	北部環境事業センター	TEL 6351-4000
淀川区・東淀川区	東北環境事業センター	TEL 6323-3511
旭区・城東区・鶴見区	城北環境事業センター	TEL 6913-3960
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	TEL 6477-1621
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	TEL 6714-6411
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	TEL 6567-0750
西区・港区・大正区	西部環境事業センター	TEL 6552-0901
東成区・生野区	東部環境事業センター	TEL 6751-5311
住之江区・住吉区	西南環境事業センター	TEL 6685-1271
阿倍野区・西成区	南部環境事業センター	TEL 6661-5450
平野区	東南環境事業センター	TEL 6700-1750

大阪市環境事業局規制指導課 TEL 6630-3265